### 令和6年度

# 杉並区 中小企業資金融資の ご案内

杉並区では、区内中小企業者の皆様が事業に必要な資金を有利な条件で借入れできるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力により、融資あっせん制度を設けています。

この制度は、区が直接融資するものではなく、利子の全部または一部を 補給して、皆様の負担軽減を図る制度です。

事業経営の向上にぜひお役立てください。





## 借換特例資金

### (経営安定運転特例資金・経営安定運転特例小口資金)

長引く物価高騰等の影響を受けている区内中小事業者の皆様を支援します。

■ ご利用いただける方	令和6年3月31日までに杉並区中小企業資金融資あっせん制度によりあっせん された融資を受けており、3ページ「ご利用いただける方」に該当している方					
■限度額	2,000万円 ※現在、経営安定運転特例資金、新型コロナウイルス感染症対策特例資金(令和4年6月30日廃止)、原油価格・物価高騰等対策特例資金(令和6年3月31日廃止)を利用している場合(それぞれ小口含む)は、その残高と合わせて2,000万円以内					
■ 本人負担率(年利)	貸付から3年間 0% 貸付から3年経過後 0.48% (小口資金は0.43%)					
■ 資金使途	借換資金(運転資金、設備資金含む) ※新規運転資金、新規設備資金のみの利用は不可					
■ 返済期間	7年(据置1年以内含む)					
■ 申込受付期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで					
■ 信用保証料補助	なし ※過去に新型コロナウイルス感染症対策特例資金(小口含む)、原油価格・物価高騰等対策特例資金(小口含む)、創業支援資金に係る信用保証料の補助を受け、本特例資金での借換にあたって信用保証協会からその信用保証料の返戻があった場合は、区に返還していただく必要がございます。返還手続きについては、区より別途ご案内いたします。					
■ その他	<ul> <li>・借換の対象は、杉並区中小企業資金融資あっせん制度による融資で、信用保証協会による保証付きであり、かつ、申込日現在も利子補給が継続しているものです。</li> <li>・借換の対象となる融資の返済回数は問いません。また、措置期間中でもお申し込みが可能です。</li> <li>・同一金融機関・同一支店での借換が条件となります。</li> <li>・ご利用には信用保証協会の保証が必要です。</li> <li>・お申し込みには「借換特例資金申込依頼書」が必要です。借換を希望する区制度融資について、金融機関に確認の上、記入してください。</li> </ul>					



### ご利用いただける方

以下の要件を全て満たしている中小企業者がご利用いただけます。

#### 中小企業者の規模



小売業(飲食業を含む)

資本金5千万円以下 または 従業員数50人以下



#### 卸売業

資本金1億円以下 または 従業員数100人以下



#### サービス業

資本金5千万円以下 または 従業員数100人以下



製造業等 (注1)

資本金3億円以下 または 従業員数300人以下

【注1】ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業・旅行業などを含みます。

- ※ 医療法人は従業員数300人以下
- ※ 従業員数について、個人事業における家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目 は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。
- 11 杉並区内に1年以上主たる事業所(法人の場合は本店登記)及び事業実態を有する方
- 2 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- ョウンルをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は 法人事業税と法人都民税)を滞納していない方
- 4 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- **5** 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- **6** 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」「災害復旧特例小口資金」(小口零細企業保証 制度の対象)は、1~6に加えて、以下の7と3の条件を満たしていることが必要です。

- ☑ 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業(注2)は5人)以下であること 【注2】宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下
- 8 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること



### ご利用いただけない方

- ※借入金の返済(借換を除く)、税金の支払い、生活費の為の資金として利用する方
- ※杉並区の融資制度による既存融資で延滞がある等、返済が困難な方
- ※杉並区暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第5号)第2条に規定する暴力団関係者

なお、各資金種類それぞれの対象要件も必要です。詳しくは4-5ページの「資金種類一覧」をご覧ください。 案内 をご覧ください。)



### 杉並区中小企業資金融資あっせん制度 資金種類一覧

#### 令和6年4月1日現在(利率は年利)

資金の種類	融資対象条件	資金使途	限度額【注1】	表面利率(固定)	本人負担率	利子補給率 (区負担利率)	貸付期間【注2】 (うち据置期間)	信用保証料補助	担保及び保証
普通資金	で利用いただける方 (3ページ「ご利用いただける方」の中小企業者の規模に該当する方)  1. 杉並区内に1年以上主たる事業所 (法人の場合は本店登記) 及び事業実態を有する方  2. 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方  3. 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人都民税)を滞納していない方  4. 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方  5. 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方  6. 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方		3,000万円	2.00%	1.33% 産業経済団 1.13%	0.67% 体加入者優遇 [注4] 0.87%	運転7年以内 設備9年以内 (6か月以内) ※借換含む場合は7年以 内、据置不可	_	
短期運転資金			300万円	1.90%	1.27% 産業経済団体 1.07%	0.63% 本加入者優遇 [注4] 0.83%	11か月以内 (1か月以内)	_	
	で利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること	運転			0.60%	1.20%	運転7年以內 設備9年以內		
小口小規模企業小口資金	※宿泊業・娯楽業・旅行業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計 残高が2,000万円以下である方	設備	2,000万円	1.80%	産業経済団( 0.40%	本加入者優遇 【注4】 1.40%	(6か月以内)	<b>都1/2補助【</b> 注7】	金融機関との協議により以下の方法から決まります。
	ご利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して、5%以上減	運転	1,500万円	2.00%		1.33%	運転7年以内	_	11 信用保証協会 2 連帯保証人
経営基盤強化資金	少している方  2. 経済情勢の影響による売上低下に対応し、経営基盤の強化を行う資金が必要な方	設備			0.67%		設備9年以内 (6か月以内)		■ 担保(不動産担保等) 原則として法人代表者以外の
経営安定運転	で利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して減少している方		700万円	1.000/	貸付日か <b>0</b> %	いら3年間 1.90%	運転7年以内	#84 /O+#84 [\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	連帯保証人は不要です。
特 特例資金	2. 経済情勢の急変による売上低下に対応し、経営の安定化を行う資金が必要な方	運転		1.90%	貸付日から3年経過後 0.48% 1.42%			都1/2補助【注7】	小□ 小□ 小□ 小□ 小□ 小□ (小□ (一□ (一□<
資金 小田	<ul><li>小□ の場合は、</li><li>1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること</li><li>※宿泊業・娯楽業・旅行業については従業員数20人以下</li></ul>		[注3]	4 700/	貸付日か 0%	ト ト ら3年間 1.70%	(6か月以内)		証制度による信用保証協会 100%保証が条件となります。
※ 経営安定運転 特例小口資金	2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計 残高が2,000万円以下である方			1.70%	貸付日から 0.43%	3年経過後		_	
1	事業を営んでいない方で、個人または法人として杉並区内で創業しようと	運転			0.20%	1.60%	運転7年以内		
創業支援資金	<b>する方、または、杉並区内で創業した日から1 年未満の方</b> ・詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください	設備	2,000万円	1.80%	住環境と調和	lした業種優遇 [注5] 1.80%	<b>設備9年以内</b> (1年以内)	都2/3補助【注7】 区1/3補助【注8】	
	ご利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 新分野進出、事業転換、新たな技術・製品・商品・サービスの開発・企業化を	運転			0.67%	1.33%	運転7年以内 設備9年以内		
新事業展開資金	行う資金が必要な方 ・詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください	設備	1,500万円	2.00%	0.47%	[注6]	(6か月以内)	_	

- 【注1】資金の種類ごとにその残高と合わせて限度額まで申込みできます。
- 【注2】運転設備併用の場合は、7年以内とします。
- 【注3】新型コロナウイルス感染症対策特例資金(令和4年6月30日廃止)、原油価格・物価高騰等対策特例資金(令和6年3月31日廃止)と合わせて700万円分。
- 【注4】東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会への加入者の場合、利率を0.2%優遇します。
- 【注5】創業しようとする業種、または創業した業種が情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利率を0.2%優遇します。 詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。
- 【注6】新事業が情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利率を0.2%優遇します。詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください。
- 【注7】小規模企業小口資金の場合は東京都「小口フリーランス」、経営安定運転特例資金の場合は東京都「経営一般」、創業支援資金の場合は東京都「創業融資」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。
- 【注8】詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。
  - ○その他、区内の商店会、業種団体向けの「団体資金」、区内の商店会で杉並区の各種商店街補助制度に基づいた事業を行う資金のための「商店街活性化資金」もございます。詳細は別紙「団体資金のご案内」・「商店街活性化資金のご案内」をご覧ください。

5

○災害を受けた際の対応資金として、「災害復旧特例資金」「災害復旧特例小□資金」もございます。(災害発生時に受付期間を設定します。)

 $\Delta$ 



### 資金使途について

運転資金 ●商品・原材料の仕入れ●外注費●人件費●買掛金・支払手形の決済 ●機械・装置の購入 ●器具・備品類の購入 ●店舗・事務所等の新・増改築 設備資金 ●保証金、敷金等 ●ソフトウェアの購入●フランチャイズ契約料 ●車両の購入

借換

(普通資金のみ)

●杉並区中小企業資金融資あっせん制度による融資の借換であること

●6回以上元金返済していること、かつ、月々の返済が滞っていないこと

●同一金融機関・同一支店における借換であること

納税(消費税を含む)、借入金の返済、生活資金、事業以外の資金は対象となりません。

#### 設備資金申込時の注意点

申込みには見積書(コピー)が必要です。

1 宛名は法人の場合は法人名、個人事業主の場合は代表者氏名であること

2 有効期限内であること(有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内)

- 設備は区内に設置するものに限ります。必要に応じて、図面、カタログ等をお持ちいただく場合があり ます。
- 申込金額は見積書の範囲内であり、消費税等の税金や支払い済みのものは対象外となります。また、 リース契約や支払い方法を分割とした場合も対象外となります。
- 建物修繕や外壁工事の場合は、所有者確認のため登記簿謄本のコピーを添付してください。
- 建物修繕や外壁工事において、その一部を自己の居住の用に供している場合は、見積書の総額を床面積で 按分することがありますので、各床面積を確認できる書類(登記簿謄本のコピー等)を添付してください。
- 車両の購入については、事業用に限ります。車両本体と付属備品価格が対象です。必要以上の高級 車・業務と無関係な装備は対象になりません。
- 個人タクシーの場合は、返済期間4年以内(据置期間を含む)です。

### 返済方法について

返済方法は「元金均等返済」です。据置期間中の繰り上げ返済はできません。 なお、返済日が指定金融機関の休業日である場合は、翌営業日が返済日となります。

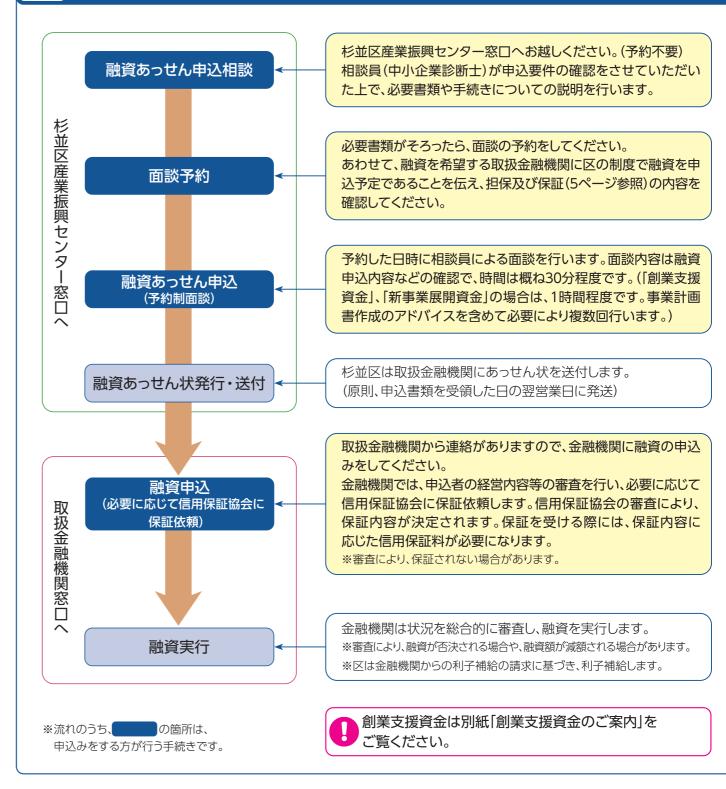
### 利子補給の停止について

下記のいずれかに該当した場合、利子補給は停止します。

- 事業を廃止した場合
- 本店登記または事業実態を区外に移した場合 (個人の場合は、主たる事業所を区外に移した場合)
- 一括完済、一部繰上返済をした場合
- 代位弁済を受けた場合
- 延滞した場合

- 返済条件を変更した場合
- 金融機関を変更した場合 (同一金融機関で杉並区中小企業資金融資取 扱支店(10ページ参照)に変更した場合を除く)
- 申込内容に偽りがあった場合(申込内容と異な る使い方をした場合)

### **❤️↑** ご利用(申込から融資実行まで)の流れ



#### 信用保証制度について

#### ● 東京信用保証協会の信用保証とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる 際に、保証人となって企業の信用力を補完することにより借入れを容易にし、 企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。個々の保証に際し ては、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済 能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

信用保証制度についての お問い合わせは

東京信用保証協会 新宿支店

**2**03-3344-2251



### あっせん申込に必要な書類等

		法人									
		提出する書類	注意	耳							
1		融資あっせん申込書(法人用) (第1号様式(乙))	区公式ホームページからダウンロ	コードできます							
2		直近の法人税確定申告書と決算書 (コピー)	9ページ下段「法人税確定申告書き 決算書のコピーしていただくもの								
3		資金種類該当届 「経営基盤強化資金」「経営安定運転特例資金」「経営安	定運転特例小口資金」を申込	む場合のみ							
4	上記 [3] で記載した売上高が確認できる資料 (月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書等) ※客観性に欠ける資料 (月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者管理資料であることが確認できないものなど) は不可										
5		借換特例資金 申込依頼書 「借換特例資金」「借換物	特例小口資金」を申込む場合	かみ							
6		事業計画書(区所定の書式)「新事業展開資金」を	を申込む場合のみ								
7		営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) 許認	可や資格が必要な業種のみ								
8		見積書(コピー) 資金使途が設備資金の場合のみ	見積書の要件は6ページ「設備資	資金申込時の注意点」をご覧く							
9		産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 「普通資金」「短期運転資金」「小規模企業小口資 金」で産業経済団体加入の優遇利率適用を申込む 場合のみ	東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った 直近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料 (直近の会員証や名簿など)								
10		同意書									
11		情報提供に関する同意書 「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」で 認する場合のみ	を申込む方で東京信用保証協	会に保証付融資残高を確							
		確認する書類 (申込時に確認後、お返しします)	注意事項	請求場所							
12		法人実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの	東京法務局杉並出張所							
13		履歴事項全部証明書	発行後3か月以内のもの	東京法務局杉並出張所							
14		代表者の住民税の納税証明書	最新年度・前年度分(下表参照) 普通徴収の場合、納税通知書 と領収書でも可。非課税の場 合は非課税証明書が必要です	区民課区民係、または区民 事務所 ※杉並区外の方は住民登録 地の区市町村役所							
15		法人事業税・法人都民税の納税証明書	最新のもの	杉並都税事務所							
		持参するもの	注意事項								
16		印鑑 (実印)	法人実印 申込書類に訂正等が	あった場合に使用します							

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。

#### 住民税の納税証明書または領収書の年度について

申込月	最新年度	前年度	納期限は以下のとおりです
4月~7月	令和5年度 (令和4年中所得分)	令和4年度 (令和3年中所得分)	【普通徴収の方】 第1期分:6月末日 第3期分: 10月末日 第2期分:8月末日 第4期分:翌年1月末日
8月~3月	令和6年度最新納期まで 令和5年度 (令和5年中所得分) (令和4年中所得分)		【特別徴収の方】 翌月10日 ※納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限になります

#### 個人

			提出する書類	注意事項									
	1		融資あっせん申込書(個人用) (第1号様式(甲))	区公式ホームページからダウンロードできます									
	2		直近の所得税確定申告書と決算書 (コピー)	下段「法人税確定申告書または」書のコピーしていただくもの」参									
	3		資金種類該当届 「経営基盤強化資金」「経営安定運転特例資金」「経営安定	定運転特例小□資金」を申込む	ご場合のみ								
	上記 [3] で記載した売上高が確認できる資料 (月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書等) ※客観性に欠ける資料 (月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者管理資料であることが確認できないものなど) は不可												
	5		借換特例資金申込依頼書「借換特例資金」「借換物	寺例小□資金」を申込む場合	<sup>3</sup> のみ								
	6		事業計画書(区所定の書式)「新事業展開資金」を	を申込む場合のみ									
	7		   営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー)										
	8		見積書(コピー) 見積書の要件は6ページ「設備資金申込時の注意点」をご覧 資金使途が設備資金の場合のみ ださい										
	9		産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 「普通資金」「短期運転資金」「小規模企業小口資 金」で産業経済団体加入の優遇利率適用を申込む 場合のみ	東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った直 近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料 (直近の会員証や名簿など)									
'	10		同意書										
,	11		情報提供に関する同意書 「「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金 確認する場合のみ	」を申込む方で東京信用保証	協会に保証付融資残高を								
			確認する書類(申込時に確認後、お返しします)	注意事項	請求場所								
'	12		事業主実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの									
,	13		事業主の住民税の納税証明書	最新年度・前年度分 (8ページ表参照) 普通徴収の場合、納税通知書 と領収書でも可。非課税の場 合は非課税証明書が必要です	区民課区民係、または区民 事務所 ※杉並区外の方は住民登録 地の区市町村役所								
,	14		個人事業税の納税証明書	最新のもの ※非課税の場合は不要 杉並都税事務所									
			持参するもの	注意事項									
,	15		印鑑 (実印)	個人事業主の実印 申込書類に訂	正等があった場合に使用します								
.7/.	<del></del>	ヒルフト	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。

#### → 法人税確定申告書または所得税確定申告書および決算書のコピーしていただくもの

法 人	個 人
(1)法人税確定申告書 別表ー(確定申告書の1ページ目) ※税務署受領印のあるもの。 電子申告の場合は「受信通知」を添付	(1)所得税確定申告書 第一表(確定申告書の1ページ目) ※税務署受領印のあるもの。 電子申告の場合は「受信通知」を添付
(2)決算書 (ア)貸借対照表 (イ)損益計算書 (ウ)製造原価明細表(作成している場合のみ) (エ)販売費一般管理費明細表 (オ)株主資本等変動計算書	(2)決算書 青色申告の方⇒青色申告決算書の損益計算書(1ページ目) 貸借対照表(4ページ目) 白色申告の方⇒収支内訳書(1,2ページ目)

8

<sup>1、6</sup>及び8の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともにご指定の金融機関に郵送します。

<sup>1、6</sup>及び8の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともにご指定の金融機関に郵送します。



### 杉並区中小企業資金融資取扱金融機関

	金融機関名	支	店	名	所 在 地	電話番号		金融機関名	支	店	名	所 在 地	電話番号
		笹	<i>"</i>		渋谷区笹塚1-57-7	-5111 8 3		山梨中央銀行	荻	<u> </u>		杉並区南荻窪1-42-15	3331-0101
		高	円		杉並区高円寺南3-1-1		銀	阿波銀行	代	セ	木	渋谷区千駄ヶ谷5-23-5	5315-0664
		浜	<u>                                      </u>		杉並区浜田山3-24-2		<i>z</i> –	P3 //X = X 13	八	 幡		杉並区 ト 高井戸 1-9-1	3302-1331
		北	ш		世田谷区北沢2-25-20		行	東日本銀行	代	— III	橋	渋谷区本町2-5-2	3374-9611
		荻			杉並区天沼3-4-1			飯能信用金庫	_			杉並区荻窪4-29-10	5335-7697
		西西	荻		杉並区西荻南3-14-5	*		興産信用金庫	中		野	中野区上高田2-50-1	3387-5151
		方	南		杉並区方南2-12-20			東京シティ信用金庫	<u> </u>			中野区本町3-11-7	3372-5421
	みずほ銀行	-	 9寺は		杉並区高円寺北3-45-14			芝信用金庫	上	井	草	杉並区 ト井草3-31-20	3396-6311
		中	141		中野区本町4-44-18			2 6 万 亚 庠	=	 荻 駅		杉並区上井草1-24-2	3390-4111
		<u> </u>	含 形		新宿区两新宿1-25-1			東京三協	高	井	戸	杉並区高井戸東4-8-18	3333-881
					杉並区阿佐谷南3-1-36			信用金庫	鷺	7	<u>/</u> 宮	中野区上鷺宮1-4-2	3999-201
		_			10年2月12日 日 3-1-30 お申し込み先				中			中野区本町4-44-13	3383-251
		'			の中し込め元 ジメントオフィス	6631-9555			阿阿	佐	谷	杉並区梅里2-18-10	3312-811
					カスクーカフィス 神田錦町2-11	0031-7333		西京信用金庫	南	中	野	中野区弥牛町4-24-1	3381-817
ŀ					杉並区久我山5-7-17	3333-1511			上	 井		杉並区井草5-6-6	3395-217
		笹	ζШij		渋谷区笹塚1-55-2	3376-5141			西西			杉並区西荻北3-16-6	3395-261
		中			中野区中野2-30-9	3383-0177			本	2/		中野区中野2-29-10	3384-377
		高	円		杉並区高円寺北2-7-4	3337-1101			本	⊞T		中野区中央3-1-1	3362-123
					杉並区阿佐谷北1-5-3	3338-1141			⊢-	 比理		中野区新井2-30-1	3387-516
		荻	<u>и</u> 7		杉並区荻窪5-28-9	3393-5111			⊢÷	-3 -10	_	杉並区阿佐谷北4-23-7	3337-310
			7.空里		杉並区西荻北2-3-7	3390-3126	信		荻	NT )		杉並区荻窪5-28-16	3393-152
	三菱UFJ銀行	上	北	沢	渋谷区笹塚1-55-2	3376-5141	信用金		浜	<u> </u>		杉並区浜田山3-26-16	3313-820
					杉並区阿佐谷北1-5-3	3338-1141	垂	西武信用金庫	久			杉並区久我山4-2-2	3332-330
		永	福		杉並区和泉3-5-1	3338-1141 3323-2216 3333-1511 3393-5111 3323-2216 3390-3126		_			杉並区上荻4-29-15	3301-711	
		久	我		杉並区久我山5-7-17			<u> </u>	业 <u>ー</u> を		杉並区阿佐谷南3-32-18	3391-711	
,					杉並区荻窪5-28-9			西西	荻		杉並区西荻南3-8-6	3335-711	
륏			宝町馬		杉並区和泉3-5-1			下	井	草	杉並区井草1-1-1	3394-231	
F		西西	荻		杉並区西荻北2-3-7			<u>.                                    </u>	窪 西		杉並区上荻1-16-4	3220-211	
		西西	荻		杉並区西荻北2-3-5	3396-4111	5-4111 1-2141 9-4511		中	<b>注</b> [2	野	中野区中央5-16-1	3381-713
		高	円		杉並区高円寺南4-27-12	3311-2141		城南信用金庫	高	円		杉並区高円寺北2-41-21	3330-321
		中	1 3		中野区中野5-64-3	3389-4511		7% H3 IC/ 13 32/4	桜	上		世田谷区桜上水2-6-4	5374-882
	三井住友銀行				杉並区上荻1-16-14	5397-0711			-			杉並区上高井戸1-1-11	3329-102
	—/ 江 / 风 或 门	_	#		杉並区下井草3-38-16	3395-3131			$\vdash$			世田谷区松原3-30-8	3321-415
		_ <u></u> 永	福		杉並区永福4-1-1	3323-0311			$\vdash$			世田谷区大原2-27-31	3328-015
					杉並区阿佐谷南1-48-2	3318-3111		40 10 10 11 32 4	上			世田谷区上北沢3-32-13	
ŀ		荻			杉並区天沼3-5-4	3391-2281			桜			世田谷区桜上水4-17-2	3329-324
		井			杉並区下井草5-18-12	3394-6811		世田谷信用金庫				杉並区和泉3-6-3	3322-418
	りそな銀行	中			中野区中野2-30-4	3381-7266		東京信用金庫	<del>-</del>			杉並区下井草2-44-3	3396-735
		高	円		杉並区高円寺北2-11-7	3337-1142			-			杉並区阿佐谷南1-34-6	3317-011
	群馬銀行	_			杉並区荻窪5-26-13	3308-3101			高			杉並区高円寺南4-45-4	3318-111
- 1	千葉銀行				新宿区西新宿2-4-1	3344-1661	信	大 東 京	堀			杉並区堀ノ内3-3-15	3311-114
		-	<u></u> 佐ヶ		中野区中央5-1-3	3344-1661 5385-8052	想	信用組合	-			杉並区上荻1-19-9	3391-193
		中	-		中野区中央5-1-3	3383-0711	租合		⊢			練馬区富士見台2-18-5	3999-716
		Ξ			三鷹市下連雀4-15-44	0422-44-8251		第一勧業信用組合	_			中野区弥生町2-20-2	3372-212
		代			渋谷区笹塚2-15-2	3376-6214	農		城			杉並区成田東5-18-7	3392-727
		武	蔵		三鷹市下連雀4-15-44	0422-79-0024	幸	東京中央農業	高	井		杉並区高井戸東3-22-11	3331-518
	きらぼし銀行	笹			渋谷区笹塚2-15-2	3376-6211	同組	協同組合	-			杉並区今川1-17-15	3395-336
		高	円		杉並区高円寺南4-27-6	3312-8301			-			杉並区桃井2-3-4	3399-898
		烏			世田谷区南烏山6-3-13	3308-6611						1	
		石	神		練馬区石神井町3-26-8			※この内容は、令和6年4月1日現在のものです。					
		-			練馬区上石神井2-34-12	3929-8811							
		幡			渋谷区笹塚2-15-2	3379-2411							
						6270 5050	1						

富士見ヶ丘 世田谷区南烏山6-3-13 6279-5050



## その他の中小企業支援

創業•経営相談	創業・経営相談会					
創業・経営に関する各種相談(事業計画・会社設立・労務・販売促進・資金繰り・経営相談等)に、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます。 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係(創業・経営相談担当)  203-5347-9182	阿佐谷図書館にて、創業・経営に関する各種相談(事業計画・会社設立・労務・販売促進・資金繰り・経営相談等)に、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます。 問い合わせ 阿佐谷図書館 203-5373-1811					
事業所アドバイザー派遣	特定創業支援等事業					
区内で事業を営んでいる方、これから創業される方を対象に、経営改善や店舗等の助言や指導を行う専門家を事業所等へ派遣します。(1事業所当たり年度内2回まで) 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 203-5347-9077	「杉並区創業支援等事業計画」に基づき、特定創業支援等事業 (創業・経営相談、創業セミナーなど)を実施しています。この 支援を受けたことにより、法人設立の際の登録免許税の軽減措置 など、いくつかの優遇措置が適用される場合があります。 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 203-5347-9077					
創業セミナー	異業種交流会					
創業までの手続きや資金計画の立て方、創業した人たちの経験から学ぶ実践的なセミナーを開催します。開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページなどでお知らせします。 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係  203-5347-9077	様々な事業者が互いの経営資源を結び付け、新たなビジネスチャンスに繋げられるよう、異業種交流会を年4回開催します。開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページなどでお知りせします。 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 203-5347-9077					
福利厚生事業	就職応援ナビすぎなみ					
一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター(フレンドリー げんき)において、杉並区、豊島区、北区、荒川区内の中小企業、商 店等の従業員および事業主の皆さんの福利厚生向上を目的とし た事業(給付金、余暇支援、健康増進等)を展開しています。 問い合わせ 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター杉並区営業所 203-6279-9117	杉並区が運営する求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」「 求人情報を掲載することができます。トップページからお手続き ださい。 問い合わせ 杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー 203-3398-1136					
創業スタートアップ助成事業	研究機関活用支援事業補助金					
区内における創業を促進することを目的として、創業当初に 必要な経費の一部を助成します。 助成内容 事務所家賃助成 限度額30万円 助成率2/3 ホームページ等作成助成 限度額20万円 助成率2/3 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 203-5347-9077	中小事業者が研究機関や大学等と共同研究などを行う際に対かる費用の一部を補助します。 補助内容 補助金 限度額10万円 助成率1/2 問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 203-5347-9077					

10 11

融資あっせん 申込

面談予約

問い合わせ

#### 杉並区産業振興センター

就労・経営支援係(創業・経営相談担当)

月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

時間:午前8時30分~午後5時

電話:03-5347-9182 FAX:03-3392-7052

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階



JR中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪」駅徒歩3分 ※車・バイクでの来所はご遠慮ください。





